

令和5年2月市議会 教育厚生委員会資料

第42号議案 長崎市交通遺児教育手当条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正する条例名	3
2 改正理由	3
3 改正の内容	3
4 施行期日	3
5 新旧対照表	3～4
6 (参考) 道路交通法の改正に係る新旧対照表	4～5

こ ども 部
令 和 5 年 2 月

1 改正する条例名

長崎市交通遺児教育手当条例

2 改正理由

道路交通法の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備をするため。

3 改正の内容

道路交通法の一部が改正され、当該法律の規定を引用している条文について関係条文の整理を行うものと、所要の整備を行うもの。

改正箇所	改正後	改正前
第2条	趣旨に鑑み	趣旨にかんがみ
第3条第1項 第1号ア	第11号の4に規定する身体 障害者用の車	第11号の3に規定する身体 障害者用の車いす
第3条第1項 第3号	監護するものをいう	監護する者をいう

4 施行期日

第3条第1項第1号ア：令和5年4月1日

第2条及び第3条第1項第3号：公布の日

5 新旧対照表

改正後	改正前
○長崎市交通遺児教育手当条例 昭和46年7月16日 条例第17号 (目的) 第1条 この条例は、交通遺児について交通遺児教育手当（以下「手当」という。）を支給することにより、義務教育に就学する交通遺児を励ますことを目的とする。 (受給者の責務) 第2条 手当の支給を受けた者は、手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨に鑑み、これをその趣旨に従って用いなければならない。	○長崎市交通遺児教育手当条例 昭和46年7月16日 条例第17号 (目的) 第1条 この条例は、交通遺児について交通遺児教育手当（以下「手当」という。）を支給することにより、義務教育に就学する交通遺児を励ますことを目的とする。 (受給者の責務) 第2条 手当の支給を受けた者は、手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 交通事故 日本国内において発生した次に掲げる車両等の交通による人身の事故をいう。</p> <p>ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両及び同項第11号の4に規定する身体障害者用の車</p> <p>イ、ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、交通遺児を現に監護するものをいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>第4条～第13条 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 交通事故 日本国内において発生した次に掲げる車両等の交通による人身の事故をいう。</p> <p>ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両及び同項第11号の3に規定する身体障害者用の車いす</p> <p>イ、ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、交通遺児を現に監護する者をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>第4条～第13条 [略]</p>

6 (参考) 道路交通法の改正に係る新旧対照表 (関係条文のみ抜粋)

改正後	改正前
<p>○道路交通法</p> <p style="text-align: right;">昭和35年6月25日 法律第105号</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十一の二 [略]</p> <p>十一の三 <u>移動用小型車 人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車(遠隔操作により通行させることができるものを除く。)</u>であつて、<u>車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣</u></p>	<p>○道路交通法</p> <p style="text-align: right;">昭和35年6月25日 法律第105号</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十一の二 [略]</p> <p>[新設]</p>

改正後	改正前
<p><u>府令で定める基準に該当するもののうち、身体障害者用の車以外のものをいう。</u></p> <p><u>十一の四 身体障害者用の車</u> 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車(原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限り、遠隔操作により通行させることができるものを除く。)をいう。</p> <p><u>十一の五 遠隔操作型小型車</u> 人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものをいう。</p> <p>十二 ～ 二十三 [略]</p> <p><u>附 則</u> (施行期日) <u>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</u></p>	<p><u>十一の三 身体障害者用の車椅子</u> 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車椅子(原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。)をいう。</p> <p>[新設]</p> <p>十二 ～ 二十三 [略]</p>